

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

(平5環庁告16・全改、平7環庁告17・平10環庁告15・平11環庁告14・平15環省告123・平20環省告40・平21環省告78・平23環省告94・平24環省告84・平26環省告39・一部改正)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法 (ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c) (注 (9) 第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 7 に掲げる方法
備考		
		<ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

(昭49環庁告63・昭50環庁告3・昭57環庁告41・昭57環庁告140・昭60環庁告29・平3環庁告78・平5環庁告65・平7環庁告17・平10環庁告15・平11環庁告14・平15環省告123・平20環省告40・平21環省告78・平23環省告94・平24環省告127・平25環省告30・平26環省告39・一部改正)

1 河川

(1) 河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格21に定 める方法	付表9に掲げる 方法	規格32に定 める方法又 は隔膜電極 を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	最確数によ る定量法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階（試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量に移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量に移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

- (注)
- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 - 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノ ニ ル フェノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生 物 特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生 物 特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測 定 方 法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	X
備 考					
1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。					

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格17に定 める方法	付表9に掲げ る方法	規格32に定 める方法又 は隔膜電極 を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	最確数によ る定量法	
備考	水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境の保全
 2 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産 3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種工業用水農業用水環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	X
備考				
<p>1 基準値は年間平均値とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</p> <p>3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。</p>				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種 : コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノ ニ ル フェノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
生 物 特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生 物 特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測 定 方 法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	X

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されな いこと。	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測定方法		規格12.1に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格17に定 める方法 (ただし、 B類型の工 業用水及び 水産2級の うちノリ養 殖の利水点 における測 定方法はア ルカリ性 法)	規格32に定 める方法又 は隔膜電極 を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	最確数によ る定量法	付表13に掲 げる方法	

備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。
- 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1mL とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$\text{COD (O}_2\text{mg/L)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (mL)

(b) : 蒸留水について行つた空試験値 (mL)

f Na₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測定方法		規格45.4又は45.6に 定める方法	規格46.3に定める方法	X
備考				
1 基準値は年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の 産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲 げる方法	付表12に掲 げる方法	X

3. 県内公共用水域環境基準の類型指定状況

(1) 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

①河川

東讃地区河川

水 域	範 囲	該当 類型	達成 期間	基準地点	指定年月日	備 考
馬 宿 川	全 域	A	イ	川 湊 橋	S50.4.11(県告示)	※ 川股水源上
湊 川	全 域	A	イ	湊 川 橋	〃	
与 田 川	全 域	A	イ	三本松橋下	〃	※※ 大内ダム放水口
番 屋 川	全 域	C	イ	番屋川大橋	〃	※ 河口
津 田 川	全 域	A	ロ	河口潮止上	〃	
弁 天 川	全 域	C	イ	弁 天 橋	〃	
鴨 部 川	全 域	A	ロ	鴨 部 川 橋	S49.4.10(県告示)	※ 志度町水道取水口

高松地区河川

牟 礼 川	全 域	B	ロ	国道 11 号線 交 差 点	S49.4.10(県告示)	※※ 牟礼町水道取水口
春 日 川	全 域	B	ロ	春 日 川 橋	〃	※※※ 県道春日川橋
新 川	全 域	B	ロ	新 川 橋	〃	※※※ 高松市水道取水口
相 引 川	全 域	D	ロ	大 橋	〃	※※※※屋島病院南
詰 田 川	木太大橋より上流	D	イ	木 太 大 橋	H25.3.29(県告示) (H25.4.1 施行)	※※※ 潮止水門上
御 坊 川	全 域	E	ロ	観 光 橋	〃	
柚 場 川	全 域	E	イ	楠 上 水 門	〃	
摺鉢谷川	全 域	D	イ	水 道 橋	〃	
香東川上流	岩崎橋より上流	A	イ	岩 崎 橋	〃	
香東川下流	岩崎橋より下流	B	イ	香 東 川 橋	〃	
本津川上流	学校橋より上流	A	イ	学 校 橋	〃	※※※ 国分寺町第一水道 取水口
本津川下流	学校橋より下流	B	イ	香 西 新 橋	〃	※※※ 香西橋

中讃地区河川

青 海 川	全 域	A	イ	青 海 橋	S46.12.16(県告示)	
綾 川	全 域	A	イ	雲 井 橋	〃	
大東川上流	富士見橋より上流	B	ロ	富 士 見 橋	H25.3.29(県告示) (H25.4.1 施行)	※※※ 宇多津町水道 取水口
大東川下流	富士見橋より下流	C	イ	新 町 橋	〃	※※ 夫婦水門
土 器 川	全 域	A	イ	丸 亀 橋	S46.12.16(県告示)	
西 汐 入 川	全 域	D	イ	塩 屋 橋	H25.3.29(県告示) (H25.4.1 施行)	
金 倉 川	全 域	A	イ	水 門 橋	S46.12.16(県告示)	
桜 川	全 域	B	ロ	金 比 羅 橋	〃	※※※ 河口ぜき上
弘 田 川	全 域	A	イ	潮 止 水 門 上	〃	

西讃地区河川

高瀬川	全域	B	ロ	詫間町水道取水口	S49.4.10(県告示)	
財田川上流	祇園橋より上流	A	イ	祇園橋	H25.3.29(県告示) (H25.4.1 施行)	
財田川下流	祇園橋より下流	B	イ	江藤橋	〃	
一の谷川	全域	D	イ	豊橋	〃	※※ 七間橋 ※※※ 旧土木事務所裏
柞田川	全域	B	ロ	落合橋	S50.4.11(県告示)	※※※ 出晴水源横

小豆地区河川

伝法川	殿川合流点から下流(殿川を含む)	B	イ	北山浄水場上	S51.4.5(県告示)	
安田大川	全域	B	イ	馬木橋	〃	

(注)

ア 達成期間の分類は次のとおりとする。

- 「イ」は、直ちに達成
- 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成であり、5年後の暫定目標を設定する。

イ 備考欄

- ※……………旧名称(昭和56年度名称変更)
- ※※……………旧基準点(昭和56年度地点変更)
- ※※※……………旧名称(昭和62年度名称変更)
- ※※※※……………旧名称(平成25年度名称変更)

②湖沼 該当なし

③海域

水域	該当類型	達成期間	基準地点	補足地点	指定年月日	備考
東讃海域 (別記1の水域)	A	イ	12地点	—	S49.12.13(県告示)	東讃海域
番の州泊地 (別記2の水域)	B	イ	1地点	—	S49.5.13(環境庁告示)	備讃瀬戸
坂出港 (別記3の水域)	B	イ	3地点	—	〃	
高松港 (別記4の水域)	B	イ	1地点	—	H14.3.29(環境省告示)	
詰田川尻 (別記5の水域)	A	ハ	1地点	—	S49.5.13(環境庁告示)	
備讃瀬戸 (別記6の水域)	A	イ	8地点	2地点	〃	
燧灘東部 (別記7の水域)	A	ロ	5地点	5地点	〃	燧灘東部

(注)

ア 達成期間の分類は次のとおりとする。

- 「イ」は、直ちに達成
- 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

(別記)

1. 高松市長崎鼻と土庄町豊島礼田崎を結ぶ線、同島ダーダガ鼻と直島町井島鞍掛鼻を結ぶ線、同島戸尻鼻と小豆島町藤崎と岡山県稲鼻を結ぶ線上で同町藤崎から5キロメートルの地点を結ぶ線、同地点と同町藤崎を結ぶ線、同町藤崎と同町藤崎と兵庫県西島手繰干崎を結ぶ線上で同町藤崎から5キロメートルの地点を結ぶ線、同地点と東かがわ市坂元一番地を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（東讃海域）
2. 坂出市番の州緑町1番地南東端と坂出市瀬居町字西浦1688番地の4号の北東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（番の州泊地）
3. 坂出市番の州町13番地東端と綾川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（坂出港）
4. 高松玉藻地区の玉藻防波堤西端と石油基地防波堤西端を結ぶ線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域（高松港）
5. 高松市朝日町5丁目549番地の南東部と屋島浜塩田北西端を結ぶ線、詰田川河口堰、新川と春日川の合流点の左岸と右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（詰田川尻）
6. 玉野市出崎と香川県井島へらが崎を結ぶ線、同島鞍掛鼻と同県豊島ダーダガ鼻を結ぶ線、同島礼田崎と高松市長崎鼻を結ぶ線、福山市狐崎と広島県宇治島西端を結ぶ線、同島南端と香川県三崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって箕島町地先海域、番の州泊地、坂出港、高松港、詰田川尻並びに昭和45年9月1日閣議決定の水島港区、玉島港区、水島地先海域（甲）及び水島地先海域（乙）に係る部分を除いたもの（備讃瀬戸）
7. 香川県三崎から伊予三島関谷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって伊予三島港、三島・川之江地先海域（1）及び三島・川之江地先海域（2）に係る部分を除いたもの（燧灘東部）

(2) 公共用水域が該当する全窒素及び全磷に係る水質環境基準の水域類型の指定状況

水域	該当類型	達成期間	基準地点	指定年月日	備考
東讃海域 (別記1の水域)	海域Ⅱ	直ちに達成する。	12地点	H16.4.20 (県告示)	東讃海域
備讃瀬戸(イ) (別記2の水域)	海域Ⅱ	直ちに達成する。	5地点	H15.3.27 (環境省告示)	備讃瀬戸
備讃瀬戸(ロ) (別記3の水域)	海域Ⅱ	直ちに達成する。	—	〃	
備讃瀬戸(ハ) (別記4の水域)	海域Ⅱ	直ちに達成する。	3地点	〃	
燧灘東部 (別記5の水域)	海域Ⅱ	直ちに達成する。	5地点	〃	燧灘東部

(別記)

1. 高松市長崎鼻と土庄町豊島礼田崎を結ぶ線、同島ダーダガ鼻と直島町井島鞍掛鼻を結ぶ線、同島戸尻鼻と小豆島町藤崎と岡山県稲鼻を結ぶ線上で同町藤崎から5キロメートルの地点を結ぶ線、同地点と同町藤崎を結ぶ線、同町藤崎と同町藤崎と兵庫県西島手繰干崎を結ぶ線上で同町藤崎から5キロメートルの地点を結ぶ線、同地点と東かがわ市坂元一番地を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（東讃海域）
2. 玉野市出崎と香川県井島へらが崎を結ぶ線、同島鞍掛鼻と同県豊島ダーダガ鼻を結ぶ線、同島礼田崎と高松市長崎鼻を結ぶ線、倉敷市灯籠崎南端と香川県本島東端を結ぶ線、同地点と坂出市砂弥島北端を結ぶ線及び陸

岸により囲まれた海域（備讃瀬戸(イ)）

3. 倉敷市灯籠崎南端と香川県本島東端を結ぶ線、同島カブラサキ鼻と同県広島東端を結ぶ線、同島西端と岡山県真鍋島東端を結ぶ線、同島南端と同県六島北端を結ぶ線、同島南端と同地点から南西方 5.900mの地点（北緯 34 度 16 分 59 秒、東経 133 度 30 分 56 秒。以下「A点」という。）を結ぶ線、同地点と広島県宇治島南端を結ぶ線、同等西端と福山市狐埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であつて、水島港区、水島地先海域及び箕島町地先海域に係る部分を除いたもの（備讃瀬戸(ロ)）
4. 坂出市砂弥島北端と香川県本島東端を結ぶ線、同島カブラサキ鼻と同県広島東端を結ぶ線、同島西端と岡山県真鍋島東端を結ぶ線、同島南端と同県六島北端を結ぶ線、同島南端とA点を結ぶ線、同地点と香川県三崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（備讃瀬戸(ハ)）
5. 香川県三崎と伊予三島市関谷鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（燧灘東部）